

令和7年1月1日以降に着工又は除却を行う建築物から届出様式(建築工事届、建築物除却届)の改正を予定しています。

【主な変更ポイント】

建築工事届の用途分類を建築確認申請の用途分類と同一とする変更を行い、建築主が様式を作成する際の負担軽減を図ります。

【現行様式、新様式のどちらを提出するか判断】

■ 着工予定日が令和7年1月1日より前の建築物は、現行様式をご利用ください(ケース②)

■ 着工予定日が令和7年1月1日以降の建築物は、新様式をご利用ください(ケース③)

■ すでに現行様式で申請済みの場合は、着工日に関わらず、現行様式のままでかまいません(ケース①④)



※ 誤って新様式で提出された場合、再提出までは求めませんが旧様式に対応する項目を追記頂くこととなりますのでご注意ください

建築工事届が変わります

～2025年1月以降に着工予定の建築物から～

●変更ポイント

用途分類を建築確認申請の用途分類と同一にします。

●変更イメージ

新様式：2025年1月1日以降に着工予定の建築物が対象

【5. 主要用途】

【6. 一の建築物ごとの内容】

イ. 番号	
ロ. 物件名	
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を記入してください)	<input type="checkbox"/> 多用途

①分類表から選択

主要用途の区分		記号
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物(物置、車庫等)	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舍、準住宅附属建築物	02

②建築確認申請の用途分類と同じ番号を選択

用途の分類	記号
一戸建ての住宅	08010
⋮	⋮
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
⋮	⋮

主要用途の区分		記号	
		居住産業併用	産業専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
⋮	⋮	⋮	⋮
卸売業、小売業		16	36
⋮	⋮	⋮	⋮

旧様式：2024年12月31日までに着工予定の建築物が対象

【5. 主要用途】

- (1) 居住専用建築物 ()
- (2) 居住産業併用建築物 ()
- (3) 産業専用建築物 ()

【6. 一の建築物ごとの内容】

【イ. 番号】 ()

【ロ. 用途】

<input type="checkbox"/> (1) 事務所等	<input type="checkbox"/> (1) 専
<input type="checkbox"/> (2) 物品販売業を営む店舗等	<input type="checkbox"/> (2) 物
<input type="checkbox"/> (3) 工場、作業場	<input type="checkbox"/> (3) 工
<input type="checkbox"/> (4) 倉庫	<input type="checkbox"/> (4) 倉
<input type="checkbox"/> (5) 学校	<input type="checkbox"/> (5) 学
<input type="checkbox"/> (6) 病院、診療所	<input type="checkbox"/> (6) 病
<input type="checkbox"/> (9) その他	<input type="checkbox"/> (9) そ
<input type="checkbox"/> 多用途	<input type="checkbox"/> 多用途

①分類表から選択

主要用途の区分	記号
居住専用住宅 (附属建築物を除く。)	01
⋮	⋮
他に分類されない 居住専用建築物	05

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	11
⋮	⋮	⋮
卸売業、小売業	卸売業、小売業	28
⋮	⋮	⋮

②7種類の区分から選択

※2025年1月1日以降に着工予定の建築物について旧様式で建築工事届を提出いただいた場合、個別にお問い合わせさせていただきます。